

令和8年度市民税・県民税・森林環境税

6月10日(水)に納税通知書を発送します

▲市税・料金の
納付方法▲個人
市県民税

市民税・県民税(市・県民税)と森林環境税は、毎年1月1日現在の住所地で課税されます。課税の内容は6月10日(水)に発送する納税通知書で確認してください。給与天引きで市・県民税を納める人は、勤め先の会社から通知されます。

☎税務課

市民税係 995-1810

管理納税係 995-1811

市民税・県民税・森林環境税の課税

個人の住民税は、その人の所得金額に応じて負担する所得割と、市に住居登録があるか、市内に家屋敷などを所有する人が均等の額によって負担する均等割の2つから構成されています。

■所得割

令和7年1月～12月の所得を基に計算した額

■均等割

市民税均等割 3,000円

県民税均等割 1,400円(内400円は森林づくり県民税)

森林環境税(国税) 1,000円

※県民税均等割の森林づくり県民税は課税期間が5年間延長されたため、令和12年度まで負担をお願いします。

下記のいずれかに該当する人は非課税となります。非課税の人には納税通知書は送付しません。

- 障がい者・未成年者・寡婦・ひとり親に該当し、合計所得金額が135万円以下
- 扶養している人がいない場合で、合計所得金額が38万円以下
- 扶養している人がいる場合で、合計所得金額が28万円×(1+扶養の人数)+26万8千円以下

第1期の納付期限は6月30日(火)

市・県民税は4期に分けて課税されます。納期限までに納付してください。

期	納期限
第1期	6月30日(火)
第2期	8月31日(月)
第3期	11月2日(月)
第4期	令和9年2月1日(月)

納付方法

口座振替やスマホ決済・クレジットカード決済など各種支払方法に対応しています。

■口座振替

口座を登録している場合、各納期限日に引き落とします。納期限の前日までに残高の確認をお願いします。新たに口座振替を希望する人は、納付書に同封されている口座振替依頼書に必要事項を記入・押印し、税務課または金融機関に提出してください。

■金融機関窓口

納付書を各種金融機関お持ちになり、納付してください。

■コンビニエンスストア

コンビニエンスストアでは、原則として、スマホアプリを使用した支払いはできません。また、金額が30万円以上の場合や指定期限を経過した場合は利用できません。

■スマホ決済・クレジットカード決済

「地方税お支払サイト」から二次元コードを読み取ることでスマホ決済、クレジットカード決済で納付できます。詳しくは、「地方税お支払サイト」をご覧ください。



※「地方税お支払サイト」は9月に「eLお支払いサイト」に名前が変わります。

会社に勤めている人は給与から天引き

会社に勤めている人の市・県民税は、原則給与から天引きされます。課税の内容は会社から配られる「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定(変更)通知書」をご確認ください。新たに就職した人も、納期限までに会社から届出があれば納付方法を給与天引きに切り替えられます。会社に納税通知書を提出し、相談してください。 ※給与天引きの可否は会社によって異なります。

公的年金から天引き

令和8年4月1日(水)現在で65歳以上の公的年金受給者で、前年中の年金所得に市・県民税が課税される人は公的年金から天引きされます。ただし、次のいずれかに該当する人は対象になりません。

- 公的年金の年額が18万円未満の人
- 所得税、介護保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、市・県民税の天引きされる金額の合計額が年金より多くなる人

- 介護保険料が公的年金から天引きされていない人
公的年金以外の給与、不動産、事業所得などから計算した分の市・県民税は、年金からの天引きになりません。また、年度途中で市・県民税の額が変更になった場合などは、年金からの天引きから、納付書または口座振替での納付に切り替わります。



納付についての相談

納付についての相談は、納期限までに税務課管理納税・徴収対策係へ連絡してください。

給与所得控除の拡充と特定親族特別控除の創設

■給与所得控除の見直し

給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられました。併せて、家内労働者などの所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が55万円から65万円に改正されました。

給与収入が190万円超の場合の控除額に改正はありません。

■特定親族特別控除の創設

19歳以上23歳未満(平成15年1月2日～平成19年1月1日生まれ)の親族で前年の合計所得金額が58万円超123万円以下の人(特定親族)がいる場合は、その特定親族の合計所得金額に応じた所得控除が受けられるようになりました。

【特定親族に関する要件】

- 納税義務者と生計を一にする19歳以上23歳未満の親族(親族には児童福祉法の規定により養育を委託された、いわゆる里子を含む)であること。
- 配偶者、事業専従者(青色・白色)や他の納税義務者の扶養親族でないこと。

控除額

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額)	控除額
580,001～950,000円 (1,230,001～1,600,000円)	450,000円
950,001～1,000,000円 (1,600,001～1,650,000円)	410,000円
1,000,001～1,050,000円 (1,650,001～1,700,000円)	310,000円
1,050,001～1,100,000円 (1,700,001～1,750,000円)	210,000円
1,100,001～1,150,000円 (1,750,001～1,800,000円)	110,000円
1,150,001～1,200,000円 (1,800,001～1,850,000円)	60,000円
1,200,001～1,230,000円 (1,850,001～1,880,000円)	30,000円
1,230,001円～ (1,850,001円～)	なし

扶養親族などの所得要件の改正

扶養控除などの適用を受ける場合の所得要件が以下のとおり改正されました。

※所得要件とは、合計所得金額(ひとり親の生計を一にする子については総所得金額などの合計額)の要件のことです。

対象	改正後 (令和8年度分～)	改正前 (～令和7年度分)
扶養親族・ 同一生計配偶者・ ひとり親の生計を 一にする子	58万円以下 ※1:123万円以下	48万円以下 ※1:103万円以下
配偶者特別控除の 対象となる親族	58万円超 133万円以下 ※1:123万円超 201万6千円未満	48万円超 133万円以下 ※1:103万円超 201万6千円未満
勤労学生	85万円以下 ※1:150万円以下	75万円以下 ※1:130万円以下

※1▶収入が給与だけの場合の給与収入金額